

令和4年度久喜市国民健康保険税率の方向性について

1 仮算定の結果

令和3年11月29日に埼玉県から令和4年度納付金・標準保険税率の秋の試算（仮算定）が提示されました。【別紙 資料1-2】

納付金については、令和4年度仮算定合計額が、40億6,957万779円となり、令和3年度本算定納付金と比較しますと1,590万443円の増額となりました。

標準保険税率については、久喜市算定方式の令和4年度仮算定合計値は、所得割が13.98%、均等割が63,999円となり、令和3年度の本算定標準保険税率と比較しますと、所得割が0.7%、均等割が3,398円の増となりました。

本市の現行税率は、標準保険税率に比べて所得割が2.68%、均等割が13,999円低い水準となっています。

保険税必要額については、令和4年度仮算定は、37億394万5,954円となり、令和3年度本算定と比較しますと、総額で3,403万7,229円の増額となり、1人あたり保険税必要額は、115,115円で6,248円、5.7%の増となっております。

2 現状

本市の国民健康保険は、前期高齢者の加入割合及び被保険者1人あたり医療費が県内でも高い水準にあります。また、決算における単年度収支は、継続的に赤字となっているなど、引き続き厳しい財政状況にあります。

令和4年度当初予算では、保険税必要額約37億円に対し、保険税収入は約30.9億円と見込んでおり、約6.1億円の不足が生じております。【別紙 資料1-3】

なお、令和3年度決算ベースでは、約4.4億円の税収不足が生じる見込みです。

このような収支不足を補填するため、国民健康保険保険給付費等支払基金

の取り崩しを行うことにより、令和4年度末基金残高見込額は6,419万312円となりますが、令和4年度予算については対応できる状況にあります。

3 保険税率の方向性

このような現状にあります。令和4年度予算(案)ベースで生じた保険税収の不足分については基金を充当することとし、税率の引き上げによる被保険者の負担増につながらないように配慮すべきであると考えます。

したがって、保険税率については、令和3年度と同様に現行のまま据え置きたいと考えます。

今後の国民健康保険の運営につきましては、令和3年度の決算状況や令和4年度に示される納付金額などの状況を総合的に判断し、当運営協議会のご意見を伺いながら必要な対応をまいります。

また、財政の健全化に向けた医療費適正化対策として、特定健康診査や特定保健指導の実施及び収納対策等に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。